は14年3~9月に60歳

後も同法が適用される

だが、判決は再雇用

判決によると、3人

Î

約の嘱託職員として再 の定年を迎え、1年契

あるにもかかわらず、 と認定。「職務が同一で

第3種郵便物認可

## 一雇用者勝訴

賃金格差を設けること限り不合理だ」と指摘 有期、無期雇用の間に は、特段の事情がない

東京地裁判決 仕事をさせながら賃金 した。再雇用後も同じ れる可能性がある。 や業界も、対応を迫ら を下げている他の会社 訴訟を支援した全日 ると給与が下がるのは どない。「60歳を過ぎ ため、再雇用後に業務 量が減ることはほとん

決だ」と評価した。 当たり前と言われるが はおかしい。明快な判 同じ仕事で差が付くの

ついてコメントはしな 長沢運輸は「判決に

な人手不足で、車ごと 小谷野毅書記長による 本建設運輸連帯労組の に仕事が割り振られる と、運送業界は慢性的 い」としている。

のトラック運転手3人が勤務先の運送会社 地裁は13日、請求通り、正社員の賃金規定の 金を減らされたのは違法だとして、契約社員 差を設ける特段の事情は見当たらず、労働契 適用と差額分計415万円の支払いを命じ 金の支払いなどを求めた訴訟の判決で、東京 約法に違反する」と指摘した。【伊藤直孝】 た。佐々木宗啓裁判長は、「正社員と賃金格 「長沢運輸」(横浜市西区)正社員と同じ賃 仕事内容は同じなのに定年後の再雇用で賃

年後の再雇用賃金引き の弁護団によると、定 を禁じている。原告側 理な格差を設けること 賃金や労働条件に不合 雇用と無期雇用の間で 正労働契約法は、有期 下げを同法違反と認め た判決は初めて。 2013年施行の改 年前と同じだったが、 雇用された。仕事は定 労働契約法は適用され 賃金は約25%減った。 について、65歳までの ないなどと主張した。 法に基づく再雇用で、 雇用延長を企業に義務 付けた高齢者雇用安定 会社側は賃金カット

29 面

## 再雇用の運転手が勝訴 東京地裁

務の内容は変わらない のに賃金を約3割引き ック運転手3人が、職 して再雇用されたトラ | して、勤務先の運送会 定年後に嘱託社員と | 下げられたのは違法と | 地 裁 で ありま し た 。 一訟の判決が13日、 市)に是正を求めた訴 社「長沢運輸」(横浜 東京 金格差は不合理だ」と 佐々木宗啓裁判長は 述べ、差額の支払いな 「同じ職務内容での賃

条の適用を認めた判決 再雇用社員に対し、20 団によると、定年後の ています。原告側弁護 の不合理な格差を禁じ どを命じました。 る有期雇用社員と正社 働く期間が決まってい 員との間で、労働条件 正労働契約法20条は、 2013年施行の改 した。

再雇用されましたが、 賃金を引き下げられま ごとの嘱託社員として で定年を迎えると1年 ント輸送に従事。60歳 間、正社員としてセメ は長沢運輸で20~3年 は初といいます。 判決によると、3人

運送業界では、 正社 スが多いといいます。 賃下げを迫られるケー れば」と話しました。 に、この判決が力とな 原告の1人は「全国の 同じなのに、定年後に 同じような立場の人 員と仕事の内容や量が についてはコメントし 長沢運輸の話

んぶん芸旗へ七五面 二〇一之二千五月一六日(日)